

さいたま市国民健康保険 赤字解消・削減方針について

平成30年12月27日

都市経営戦略会議 資料

保健福祉局 福祉部 国民健康保険課

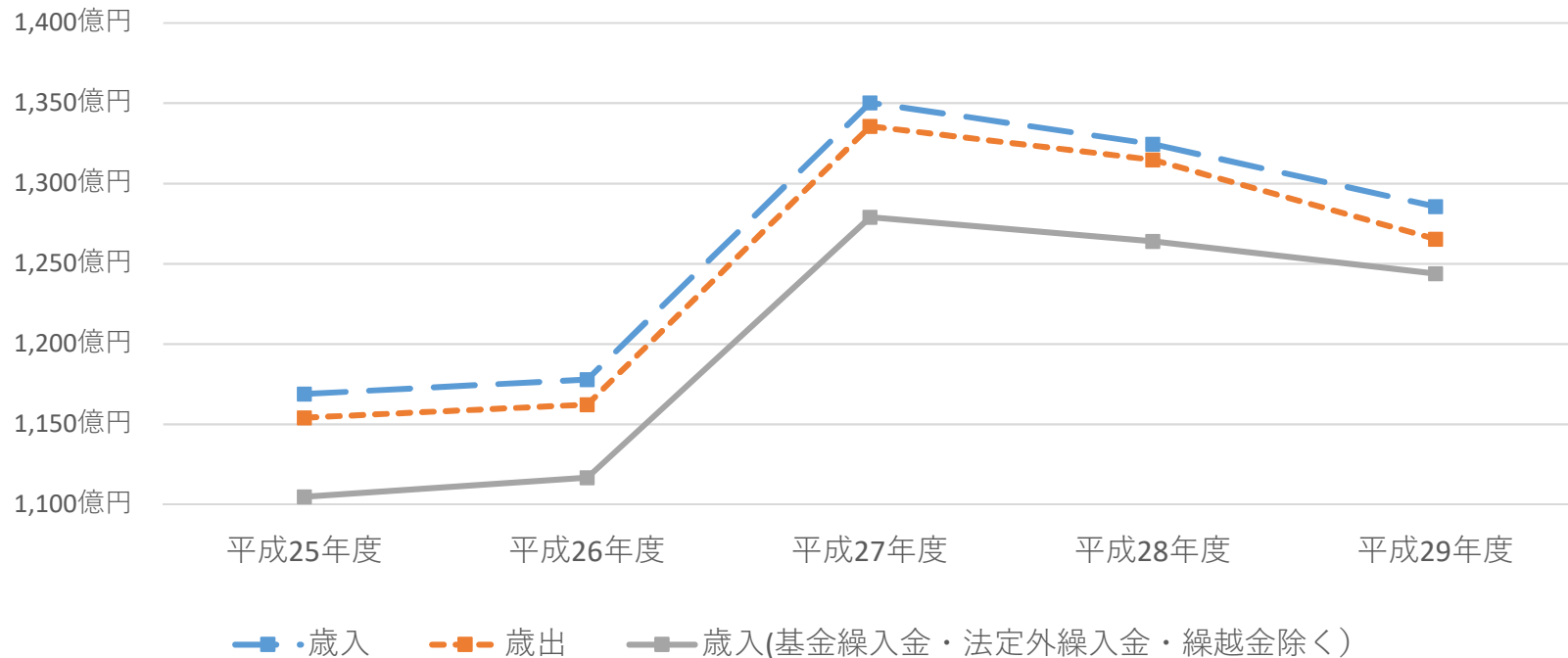
審議事項

「さいたま市国民健康保険
赤字解消・削減方針」につ
いてご審議いただく。

審議のポイント
・赤字解消・削減の手法

1 これまでの国民健康保険の財政状況

国民健康保険事業特別会計 決算状況

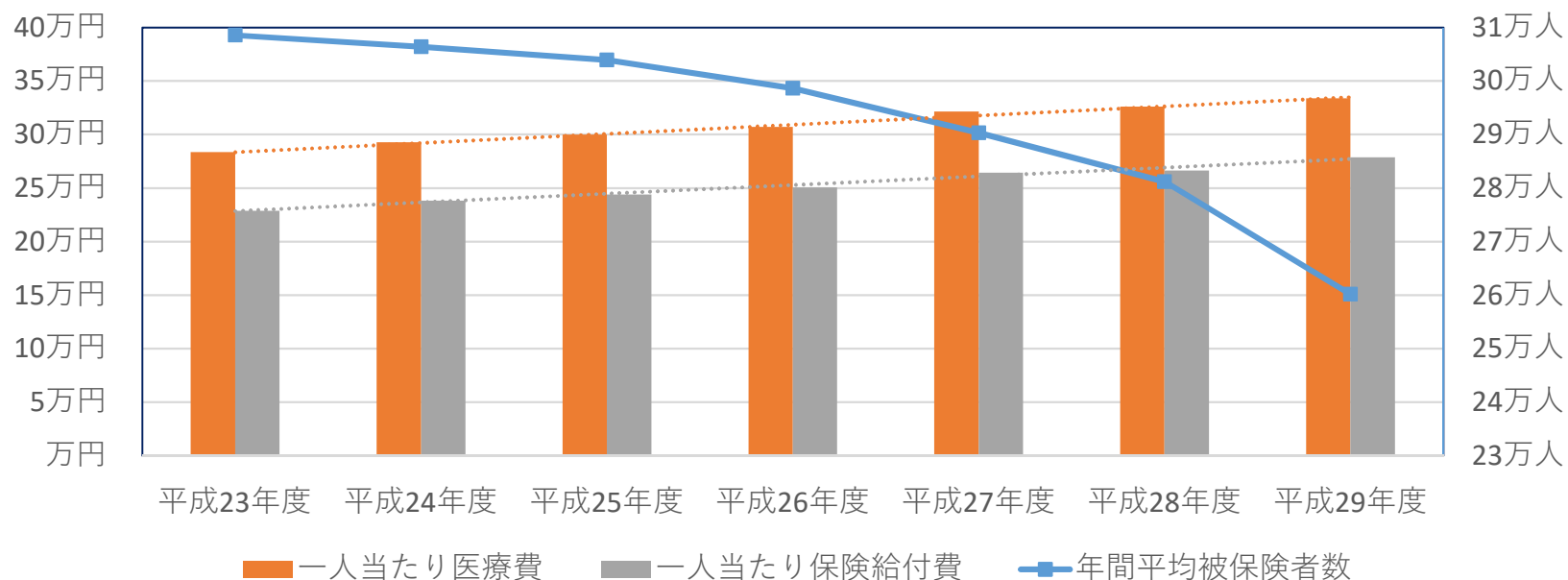


➤ 国民健康保険事業特別会計では、これまで毎年、歳入>歳出となっていたが、その要因は、基金繰入金、一般会計法定外繰入金、繰越金によるもので、実質的な収支は赤字となっている。

2 これまでの国民健康保険の財政状況

一人当たり医療費・一人当たり保険給付費・被保険者数の推移

- 被保険者数が年々減少
- 一方1人当たり医療費は年々増加

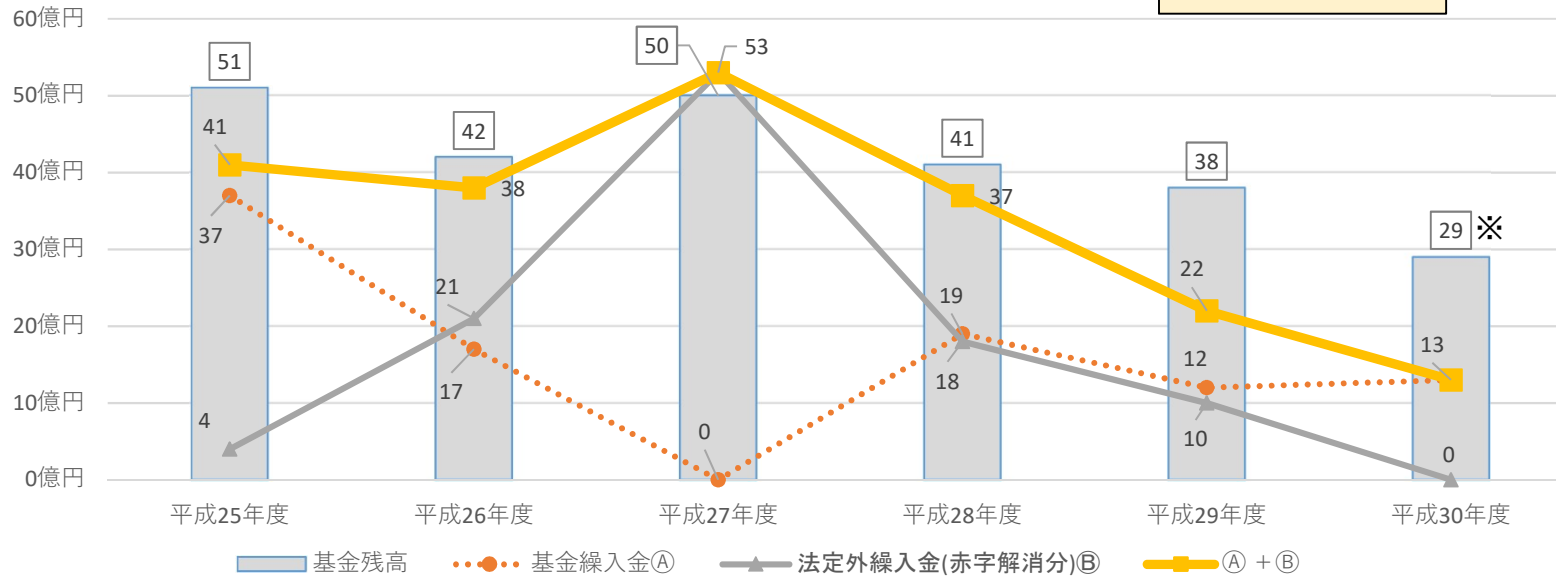


区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間平均被保険者数	308,553人	306,424人	303,947人	298,628人	290,335人	281,159人	260,129人
一人当たり医療費	283,444円	292,542円	299,842円	306,996円	321,431円	326,104円	333,766円
一人当たり保険給付費	228,507円	238,050円	243,730円	250,533円	264,143円	266,262円	278,653円

3 これまでの国民健康保険の財政状況

基金残高・基金繰入金・法定外繰入金（赤字解消分）の推移

※基金残高の平成30年度は決算見込みの額



➤ 財源不足は基金と法定外の繰入金で賄ってきた

➤ 広域化に伴い、持続可能な国民健康保険制度とするため、赤字の解消・削減が求められている。

4 背景と目的

国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が高い等、構造的な問題を抱えているため、厳しい財政状況が続いている。

国・県の動き

- 国は、財政支援を拡充するとともに、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化。
- 埼玉県は、国民健康保険の安定的な運営を図ることを目的として、平成29年9月に「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定。
- 「埼玉県国民健康保険運営方針」の中で、県内の赤字市町村は、2023年度までの6年以内に段階的に赤字（**決算補填等目的の法定外一般会計繰入金**）を解消する目標が明記。（ただし、6年間で解消が困難な場合は、市町村の実態を踏まえた年度設定も可）

<目的>

「さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針」は、国民健康保険を持続可能な制度とするため作成。

総合振興計画後期基本計画実施計画
「国民健康保険事業の健全化」

5 解消すべき赤字額の見込み

単位：千円

<参考：被保険者一人当たり>

	平成30年度 (当初予算)	平成31年度 (当初予算要求)	増減 (H31-H30)
国民健康保険事業費納付金	32,007,200	31,592,671	▲414,529
保険税※	24,520,260	22,871,607	▲1,648,653
国・県支出金	748,217	551,146	▲197,071
諸収入等	1,138,566	1,026,353	▲112,213
法定一般会計繰入	4,195,932	4,137,243	▲58,689
法定外一般会計繰入 (決算補填等以外の目的)	104,225	214,571	110,346
法定外一般会計繰入 「決算補填等目的 【赤字解消・削減対象】」	-	2,791,751	2,791,751
(市)基金繰入金	1,300,000	-	▲1,300,000

	納付金額	赤字額
平成30年度	148,300円	8,575円
平成31年度	154,099円	15,478円
増減(H31-H30)	5,799円	6,903円

※一人当たりの額は納付金算定結果時の推計被保険者数で除した額

※平成31年度の保険税は、税率等を引き上げなかった場合で積算。

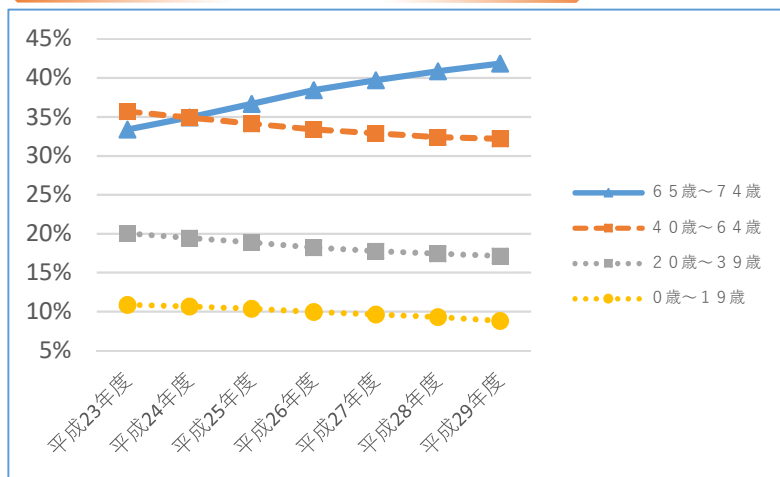
※赤字内が、解消すべき赤字額。(平成30年度は基金繰入により一時的に赤字を解消している状態)

被保険者数の減少に伴い国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という）の財源となる保険税等が約20.1億円減少する一方で、一人当たり医療費等が上がっているため、納付金は約4.1億円の減少にとどまる。

解消すべき赤字については、平成30年度13億円であったが平成31年度では約27.9億円に拡大する見込み。

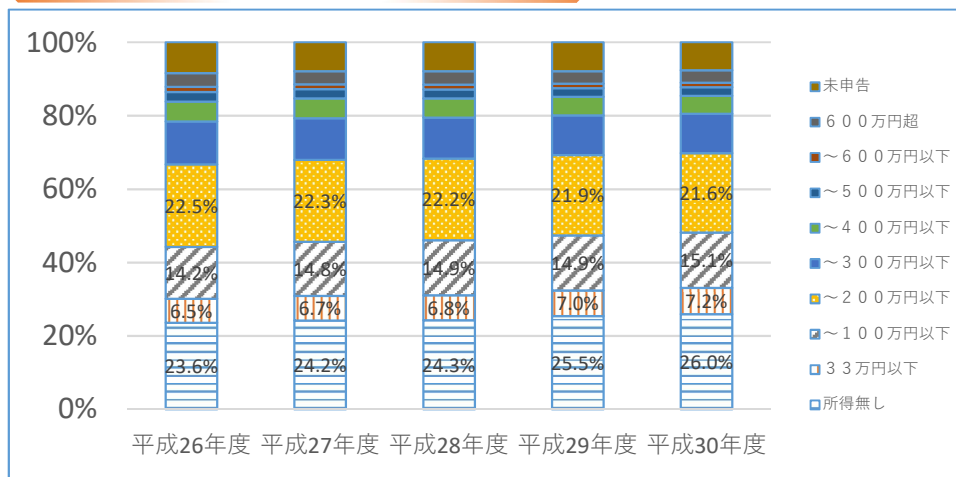
6 国民健康保険の現状

被保険者の年齢構成



※「さいたま市の国民健康保険」より。
 ※各年度、年度末現在。

所得階層別世帯割合



※各年度、7月当初賦課時の世帯で算出。

被保険者数別世帯所得状況

世帯内被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	構成比 (%)	世帯所得の合計 (円)	世帯平均所得 (円)
1	101,722	101,722	61.67%	96,066,703,010	944,404
2	45,648	91,296	27.67%	107,049,789,840	2,345,114
3	11,700	35,100	7.09%	37,779,567,382	3,229,022
4	4,451	17,804	2.70%	18,606,847,934	4,180,374
5	1,092	5,460	0.66%	4,686,263,204	4,291,449
6	247	1,482	0.15%	1,382,670,799	5,597,857
7以上	91	670	0.06%	725,436,199	7,971,826

- 65歳以上の被保険者が4割を超え、高齢化が進んでいる。
- 加入世帯の約半数は所得100万円以下。(平成30年度当初賦課：48.3%)
 (約7割が200万円以下。平成30年度当初賦課：69.8%)
- 約90%の世帯は被保険者数が2人以下(平成30年度当初賦課：89.34%)

※平成30年度、7月当初賦課時の世帯で算出。

7 赤字解消・削減方針

- 一人当たり医療費の増、現役世代の被保険者数の減などにより、赤字額は拡大する傾向にある。
- 赤字の解消には保険税の引き上げは必要であるが、引き上げ額は現時点の赤字解消と今後増加する赤字分を合わせて考慮しなければならない。このため急激な保険税の負担増に配慮する必要があり、保険税の引き上げは計画的・段階的に行う。

<赤字解消・削減方針>

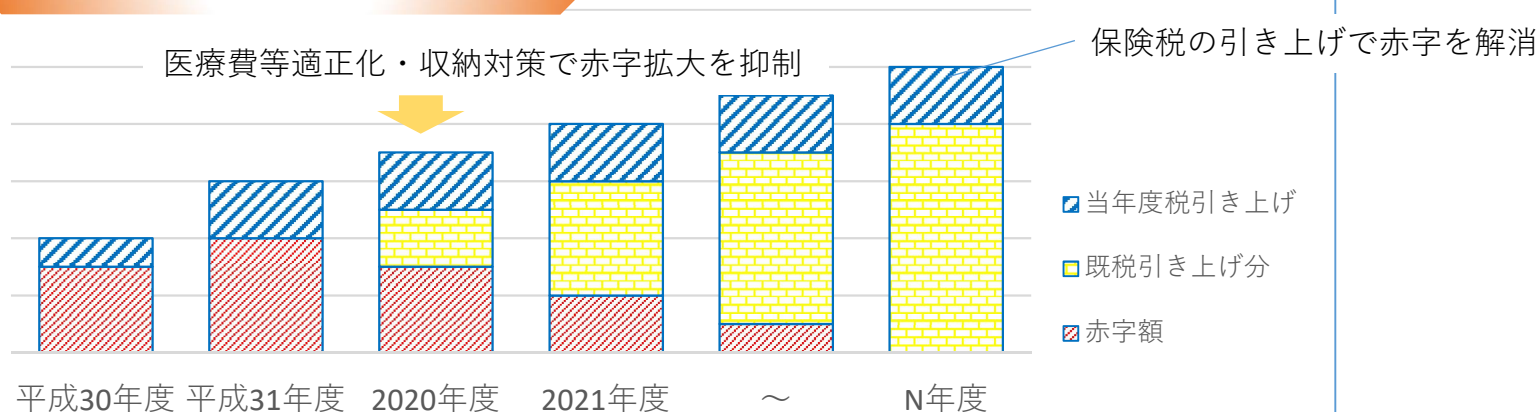
国保財政の健全化を図るためには、赤字である法定外繰入金を解消する必要がある。赤字を解消するため、次の取組を実施する。

(1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

(2) 国民健康保険税収納対策の実施

(3) 適正な保険税率等の設定

赤字解消・削減のイメージ



8 赤字解消・削減に向けた取り組み（赤字削減）

(1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

- ① 第2期さいたま市国民健康保険保健事業実施計画（第2期データヘルス計画）」及び「第3期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を確実に実施
- ② 第三者行為求償、不当利得に係る保険給付費の返還請求等を今後も更に推進

(2) 国民健康保険税収納対策の推進

- ① 「さいたま市国民健康保険税収納対策基本方針」を年度毎に策定し実施

9 これまでの取り組み状況

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	2020年度
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
主な出来事		▲H20.4後期高齢者医療制度開始 ▲H20.4特定健康診査・特定保健指導の開始										▲H30.4国保の都道府県単位化		
(1)医療費及び保険給付の適正化の推進	特定健康診査等実施計画	第1期特定健康診査等実施計画／H20～H24					第2期特定健康診査等実施計画／H25～H29					第3期／H30～H35		
	保健事業実施計画										第1期計画		第2期／H30～H35	
	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品差額通知／H24.7～												
(2)保険税収納対策の推進	国民健康保険税の収納対策	▲H21.4 債権回収対策課発足			▲H22.4 国保収納部門を債権整理推進室へ移管									
		各年度で「さいたま市国民健康保険税収納対策基本方針」策定											毎年度策定	
	現年分収納率(%)	85.00	84.70	85.41	86.61	87.11	87.95	88.97	90.20	91.16	92.21			
滞繰分収納率(%)	11.77	11.42	13.82	14.07	14.74	18.29	20.48	24.03	25.97	27.10				
(3)適正な保険税率等の設定	改正方針	2年毎		毎年度(ただし、H29年度までは、広域化の動向を見るため率は据え置き)								毎年度検討		
	改正状況	▲H20.4 税率・限度額改正(後期創設)										▲H29.4 限度額改正		
		▲H20.4 税減免制度の創設										▲H30.4 税率・限度額改正		
						▲H22.4 税率・限度額改正		▲H22.4 生活困窮減免の新設		▲H22.4 保険税軽減割合の引き上げ(6・4割⇒7・5・2割)				
	所得割(%) ※医療・支援・介護の合計	11.40	11.40	11.29	11.29	11.29	11.29	11.29	11.29	11.29	11.29	11.35		
均等割(円) ※医療・支援・介護の合計	38,500	38,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	46,100			
限度額(万円) ※()内は法定	68(68)	68(69)	73(73)	73(77)	73(77)	73(77)	73(81)	73(85)	73(89)	81(89)	89(93)			

10 赤字解消・削減に向けた取り組み (赤字解消)

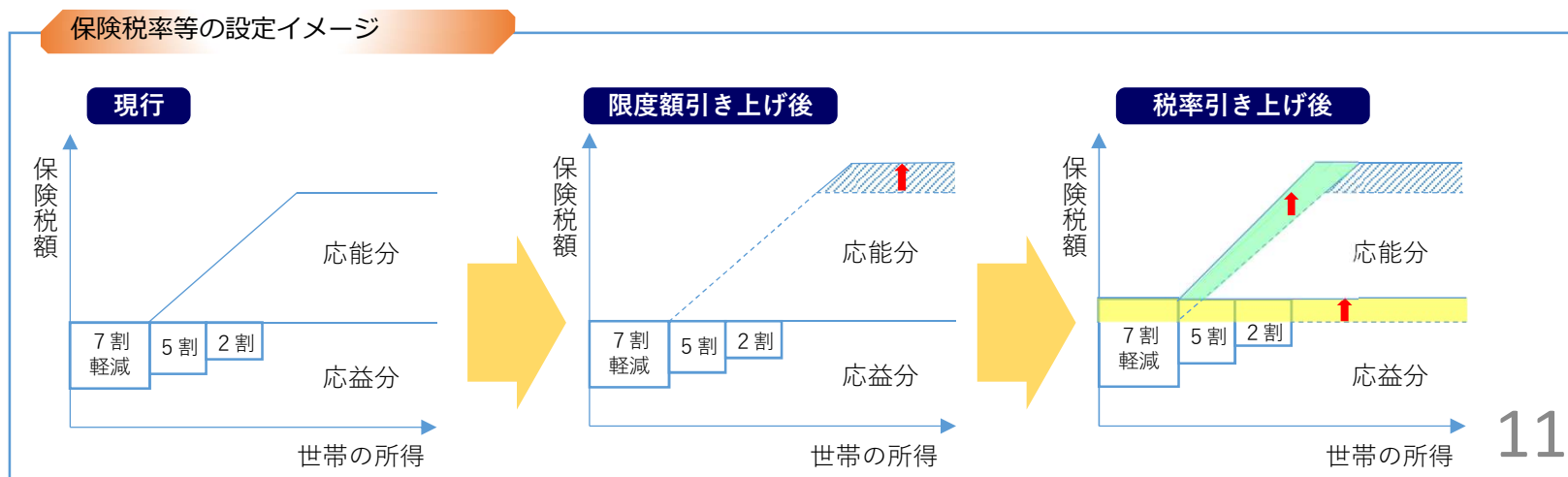
(3) 適正な保険税率等の設定

① 中間所得層の負担緩和のため課税限度額を引き上げ

➤ 限度額を引き上げずに、税率のみ引き上げた場合、限度額に到達しない中間所得層に負担がかかることから限度額は法が定める上限まで引き上げることとする。

② 被保険者の負担増に配慮しつつ、適正な保険税率の設定を行う

➤ 段階的に引き上げ赤字を解消する。



11 適正な保険税率等の設定による効果及び影響（平成31年度）

① 「課税限度額引き上げ」の効果及び影響

- 税込 約1.6億円増
- 影響世帯 約4,500世帯
- 最も影響を受ける所得階層は世帯所得1,000万円超の世帯。
(約2,500世帯)

② 「保険税率の引き上げ」の効果及び影響（限度額引き上げの影響を除く）

- 税込等※ 約3.3億円増
- 影響世帯 約157,500世帯

※保険税引き上げに伴う、基盤安定繰入金（法定繰入）の増を含む

12 適正な保険税率の設定（結論）

- ▶ 本市では平成22年度から平成28年度まで、国民健康保険の都道府県単位化を見据え、税率を据え置いてきた中で、赤字と定義される法定外一般会計繰入金が多額にある状況である。埼玉県国民健康保険運営方針で定める平成35年度（2023年度）までの赤字解消とした場合、被保険者の保険税負担が多額なものとなり、収納率の低下を招く恐れがある。
- ▶ 国民健康保険を持続可能な制度とするため、赤字解消・削減に取り組む必要があるが、実現可能な取り組みとしなければ意味をなさない。これには、被保険者の負担増などを考慮し現実的な赤字解消期間を考える必要がある。

被保険者の負担増に配慮し、2026年度まで段階的に保険税を引き上げ、赤字を解消する。

適正な保険税率設定等による赤字解消の目標値

赤字（決算補填等目的の法定外一般会計繰入金）を2026年度までに解消する。

平成31年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
23億円	22.5億円	21.2億円	18.4億円	14.6億円	10.2億円	5.2億円	-